

猛暑による労働制約の強まり

調査部 主任研究員 大嶋 秀雄

本稿は、時事通信社「円債投資ガイド」2025年9月2日配信記事を同社承諾のもと掲載するものです。

地球温暖化が進むなか、わが国でも極端な高温が頻発している。東京における各年の猛暑日（最高気温 35℃以上）日数をみると、2000～09 年には年平均 3.8 日であったものが、2010～19 年には同 8.0 日に、2020～24 年には同 14.4 日に増加した。とりわけ、ここ数年は猛暑日が頻発しており、2023 年は 22 日、2024 年は 20 日、本年は 9 月 1 日時点で 26 日の猛暑日が発生し、2023 年を超えて観測史上最多を更新している。東京以外では、本年の猛暑日日数が 40 日を超える地域も出てきている。環境省等の推計によれば、地球温暖化を抑止できなければ、今後、こうした高温はさらに増加する予測となっている。

高温は、地球温暖化で激甚化が予想される風水害等に比べて、広域で発生し、頻度も高く、多くの地域に悪影響が及ぶ。実際、全国的に熱中症の死傷者数は増加しており、本年も各地で多くの人が熱中症で救急搬送されている。仕事中に熱中症となる労働者も増加しており、本年 6 月施行の改正労働安全衛生規則では、企業に対して熱中症対策が義務付けられた。厚生労働省の「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」をみると、屋外作業が多い建設業や警備業、運輸業、農業などに加えて、製造業でも多くの熱中症が発生している。製造業においても、鋳造や溶接など熱を発する工程や、広くて空調が難しい工場など、熱中症リスクのある（＝熱ストレスを受ける）労働環境は多い。

高温は、熱中症等の健康被害だけでなく、労働制約にもつながる。一つは、就労可能時間の減少である。熱中症リスクを示す暑さ指数（WBGT、湿球黒球温度）および厚生労働省が示している暑さ指数や気温等に応じた作業・休憩時間の目安などを基に、東京における 2023～25 年の高温の就労可能時間への影響を弊社で簡易試算すると、熱ストレスを受ける労働環境においては、7～8 月の日中（8～18 時）の就労可能時間が約 2 割の減少する結果となった。また、就労可能時間の減少だけでなく、熱ストレス下では、労働生産性も低下しやすい。本年 8 月 22 日に世界保健機関（WHO）・世界気象機関（WMO）が公表した報告書では、高温下では、WBGT が 1℃上昇するごとに労働生産性が 2.6%低下するといった分析が示されている。加えて、熱中症リスク等のある過酷な労働環境では、離職者が増えたり、新たな人材確保が難しくなる可能性もある。わが国では、人口減少によって多くの産業で人手不足が発生しているが、こうした高温による労働制約の強まりは、熱ストレスを受ける業種における人手不足を深刻化させる恐れがある。

近年、多くの企業が熱中症対策を強化しているが、仕事上の熱中症の発生は続いており、さらに、今後、地球温暖化によって気温が一段と上昇することも予測されるため、企業にお

いては、将来的な気温上昇も見据えた、対策の強化が必要となっている。具体的には、労働環境・設備の改善や就労時間帯の見直し、健康管理強化等をさらに進めるとともに、立地の見直しや省力化・機械化等も検討すべきである。また、政府には、各地域の気候変動の高精度な予測を示して企業にフォワードルッキングな対応を促すとともに、自治体とも連携して、各地域における地球温暖化への適応策の支援制度を充実させていくことが求められる。とくに、零細企業や小規模農家などの小規模事業者では、健康管理等が疎かになったり、コストがかかる対策などが難しいことも考えられ、外部サポートの強化が重要となるだろう。もともと、適応策には限界もあり、早期の脱炭素を実現して、地球温暖化に歯止めをかけることが不可欠といえる。

<参考文献>

大嶋秀雄 「[地球温暖化による労働制約の強まりと今後の課題](#)」 リサーチ・アイ No.2025-059 (2025 年 7 月 16 日)

本件に関するご照会は、調査部 大嶋 秀雄 宛にお願いいたします。

Tel : 090-9109-8910 Mail : oshima.hideo.j2@jri.co.jp